

日本労働年鑑 第26集 1954年版
The Labour Year Book of Japan 1954

第二部 労働運動

第三編 農民運動

第三章 日農(統一派)

第二節 日農統一派第六回大会

統一派日農第六回全国大会は八月二〇、二一両日、東京永田町小学校に開かれた。午前十時半、小原副委員長開会を宣し、議長団に菊池重作、河合悦三、米津源一氏を選出したのち、産別吉田議長はじめ各政党・労組・団体代表の祝辞メッセージをうけ、十二時資格審査の結果、代議員六二〇人中四三二人、大会参加農民代表一一六人の出席によって大会が正式に成立したむね、審査委員長より報告があった。

午後は、東北、関西、中国、九州、関東各地方の情勢と農民運動の現状について報告がなされた。のち再び民主団体代表の祝辞朗読にうつり、中国研究所長平野義太郎氏について全学連副委員長妹尾昭氏の祝辞が読まれたが、その祝辞中の言葉が一部の代議員を刺激したため議場は大混乱におちいり、演壇附近には乱闘さわぎが起った。この間約一時間、問題の処理を運営委員会にうつし、ようやく大会を再開することができた。

竹村書記長より一般活動報告、福島会計係より五一年度会計報告があり、のち久保田委員長より五二年度一般運動方針の説明がなされた。久保田委員長は報告に先だち、大会を守りぬくためにとくに代議員の自重を要望するとの発言があり、情勢把握、闘争の目標、闘争の性格、組織問題について運動方針の説明をおこなった。

はじめに長野県連渡辺代議員は執行部原案に重大な欠陥があると発言し、つづいて茨城、新潟、秋田、大分の順序で原案について賛否の討論を行った。その要旨はつぎの通りである(日農統一派機関紙「農民新聞」第六一号による)。

[長野代表] 本部案には次の点欠陥がある。(一)労働者の破防法反対闘争、メーデー闘争が農民にあたえた影響を正しくつかんでいない。(二)中富農が技術や土地改良にののれみちをもとめているというのはあやまりだ。上中農層も米帝の支配と収だつの中で全国的に立ちあがっている。(三)農民闘争の現状を算術的に誤算し、その上に立って方針を書くべきではない。労働者の影響と支援をうけて闘っている全国の農民は、平和と独立をハッキリ意識したものである。各地方の部分的闘争のこのような評価にもとずいて方針が書かれるべきである。(四)長野における闘争も数限りなくあるが、その中で質的に高い方向を示したものである。南佐久田口村の闘争がある。敵の弾圧が集中したが、検挙者は帰るが早いか再び山林解放めざして闘いをはじめている。田口村の闘争を中心に小県、東筑、上伊那等全県的に農民は諸種の要求をかかげて闘争に立ちあがり、戦線の統一を実現している。(五)田口村清川の闘争のもり上りのカギは、封建的な部落機構を崩して、貧農、半プロをにぎった点にあった。国家権力、米日反動は、部落権力がくずされる瞬間、暴力をもってこれを守ろうとすることを知らなければならない。この封建支配は、山林支配と身分関係にある。地主は二畝の貸借関係でも利用して小作人を脅かし、支配している。貧農半プロは、山林を借りても、生活保護をとっても、どうにもならぬ。部落権力をとらなければならぬという要求こそがほんとうのものだということを知っている。(六)組織問題について本部案に反対。日農は綱領規約に従い支部をつくり、民主的に強化すべきだ。(七)方針書全体を通じて平和と独立の大事業

は指導者がやるという思想があらわれている。貧農半プロが自分たちの力でどう闘うかを援助するという立場がわれわれの方針に貫かれねばならない。

〔茨城代表〕 長野代表の現実の闘争の判断は主観的である。第一に労働者の闘争が大きい影響をあたえていることは事実だが、それをもって農民闘争が激化しているとはいえない。階級対立は進んでいるが、農民が全面的に立ちあがるまでにはいたっていない。空白地帯は数多くのこされている。闘争の激化の状態とは農民各層のあらゆる要求をもとに統一的な闘争を組織し、その上に貧農の闘争がくまれている状態をいうべきである。農民の闘っている状態をあるがままに、率直に出し、どうくみ直し、国民戦線にたかめるか、冷静に討議すべきである。

〔新潟代表〕 木崎村予算二、八〇〇万円の半部分が滞納され、水利費、保険費は二千数百万円ある。八〇〇戸農民の九割以上がこの重い負担に対し闘っている。この抵抗を背景に、反封建闘争を闘っている一部落では一四戸の農家の差押えをおい返し、警官隊の出動をくいとめた。これは一木崎のみの例でなく、全農村にいえることだ。木崎の土地の九九%は農民の手に入っているが、地主はあらゆる役について農民を依然支配している。この事実をどう評価しているか本部案は不明確だ。

〔茨城代表〕 本部案を支持する。農民闘争は激化しているというイセイのよい言葉は一時的には元気をあたえるかもしれぬが、本大会は日農一力年の経験をげんしゆくに分析しその中から今後の方向を正しく導きだしていかなければならないのだ。労働階級の闘争、とくにメーデー闘争のあたえた影響は本部案も十分評価している。農村収奪ははげしくなっている。各地の報告を忠実にメモにとったが、九州の報告で、軍事基地、開拓地の闘争が具体的にどのように闘われたかが少しものべられていない。量的に全国的に激化の状態にあるとはおくびにもいえぬ。農地改革後、米帝の収奪と支配のなかで農民の要求は複雑な、多様な面をもって出ている。全村民の支持を受け、全村民の利益を守る闘いの中心に農地改革により何らの利益をえなかった貧農半プロ層が立ちあがりつつある。この闘争の新しい質が量的に高められ、さらに質が深められる。これが激化した状態で、現在は新しい闘いを進めて行くための過渡期である。組織が弱化していることも事実だ。この事実を認めることと、日農の拡大強化ということとはいさかも矛盾しない。常東の上島村の山林解放のたたかいで一応の勝利はしたが、組織はできなかった。上島村は常東の空白地帯である全国と大同小異だろう。闘いのなかで三〇名の五反一七反以下農民が増反期成同盟にかたまつた。しかしこれは日農ではない。同盟の幹部はこの大会にも来ているが、このような組織にいきなり日農の規約綱領をあてはめることはできない。これは私の日和見主義ではない。増反をかくとくした後、闘争は土地改良補助金かくとくの要求が出て来、この闘いの中で新しい組織に発展しつつある。これは「日農の土台」、将来の日農である。この闘いの組織なしに日農の拡大強化はない。

〔秋田代表〕 常東(茨城)の諸君のように、私も日本の農民闘争が量的昂揚にあるとはいわぬ。しかし最近の鋭い農民闘争の内容を見ねばならない。採草地、山林解放、水利増反など、土地闘争はたんに経済的問題でなく、地主制度をなくする政治的闘争の性格が問題だ。生活保護の闘争はたんなる補助の要求でなく、アメ公帰れという占領制度に対する自覚した意識が問題だ。中富農層も陳情ではどうにもならぬと、われわれの戦線に参加を申しでている。これこそ農民運動の質的転換であり、これを単に量的にのみ

観て農民闘争に水をかけるような但し書きの本部案はあやまりだ。次に農民の一切の要求を阻んでいるのは地主である封建的地主に対する闘争こそ当面最大の目標だ。

〔大分代表〕 軍事基地反対闘争によって二十数カ所の基地決定を保留させた大分県の農民闘争の事実から学んで、運動方針をつくるべきだ。

なお多数の発言要求があったが、以上で討論を打ち切り、各県一名ないし二名の代表をだし特別委員会をつくり、ここで十分討議することにして第一日は終わった。

大会第二日目の運動方針特別委員会は、代議員二七名、本部側久保田委員長、大沢副委員長、山口、浜野、深沢、加藤各常任が出席、三浦秋田県連代表を議長にして午前九時より討論を開始した。論題は中央委員会および大会第一日で問題とされた四点、すなわち情勢評価、反帝反封建闘争の結びつき方、実力闘争、組織問題であった。同委員会での発言要旨はつぎの通りである(前掲「農民新聞」による)。

(情勢評価)

〔滋賀代表〕 現在の情勢をすぐバクハツするほどとは思わぬが、不平不満の多くがグチの形で内訌しているのではなく、われわれの指導が正しくないため大衆の闘いが指導をのりこえて前進しているのである。坂田、愛知、蒲生、犬上、神崎五郡の水害にからむ共済、苗よこせ、ホリドールよこせの自然発生的な農民の動き、電源開発による水源予定地永源寺村では、青年の銀輪部隊が一〇万枚のビラを流し、補償金ではしんぼうできず、測量をこばむ気持と動きが明らかな形をとっている。安土熊登川、桐原など四町村の四ヵ月にわたる供米ストなどみなこのことを証明している。

〔三重代表〕 情勢が大発展をしているとは考えぬ。しかし去年松坂市の農民が石九、〇〇〇円米価を要求して立上ったときも、われわれの予想をこえて大動員が行われた。またもとの農組活動家を中心とする失業者組合が国有林解放闘争をおこした時、飯米よこせの行動隊が営林署におしかけたが、町村長も一緒に行動した。われわれの組織工作や方針が正確に立てられるならば、展望は明るい。

〔久保田委員長〕 軍事基地のばあい反対要求はどこにもある。富士山ろくの演習地もたくさんの不平不満があり村長なども動いている。農民は、指導の力も弱いのだが、意識的積極的な運動にはいっていない。土地をとられる農民が動かなかったところはほとんどない。大衆的な立上りを全国的にそなえてきているかどうかだ。山村の窮迫も身をもって知っている。個々の動きは活潑化してきている。問題は平場でどう動きつつあるかだ。冠水苗の問題などではどんな状態のときでも動いている。また滋賀の動きをとくに大きな方向をもったものとしては評価できぬ。

〔青森代表〕 北津軽郡嘉瀬村には二〇町歩の不耕作田がある。貧農半プロが日農の指導で「作らせろ」と村や県に陳情してもダメなので自分たちで作ってしまった。不耕作田にもこれまで税金や割当がかかりこの分が村全体にかかっていた。耕作田になるとこの負担がへるので中農層も支持して田植を応援したり、署名運動をしたりした。この実力耕作に対して弾圧がきて田植の最中一四名がひっぱられた。しかしその後二〇名が動員され田植を終った。この影響で隣り村にも同じ動きがでてきた。基地闘争では、同時に反封建反地主闘争になっている。たとえば波館予備隊誘致のばあい、予備隊や県

の幹部がきて部落会をひらくが、部落の人人は秋本(教師)におさえられてろくに口もきけずに土地を売る判をおしてしまった。熟地も原野も(秋本たちは原野を売る)みな同じ値で買われてしまう。部落では予備隊の残飯で養豚組合ができたが、秋本がその一括払下げをうけて組合員に売りつけている。このように搾取と支配は網の目のようにできており、これをつかねば基地闘争はもりあがらない。

〔福島代表〕 これまでの討論では情勢が熟しているが正しい方針がでていないといわれ、発火点という表現さえ使われた。これに対し方針書は、「グチ云々」と通俗的意味でないにせよいっており、正しい方針を入れる組織がないというよりも、むしろそういう情勢がないといっている。この点で方針書を反バクする実例を豊富にだすべきだ。

〔新潟代表〕 方針書に漁民問題をいれよ。

〔議長〕 方針書が、日農の運動が沈滞している第一の原因として、警察の弾圧を挙げていることが誤りであるという意見が一昨日(一九日)の中央委員会の討論でも強かった。

〔山梨代表〕 南巨摩郡増穂村五〇〇名の耕作者組合の耕作権を守る闘争を警察が弾圧したが、抗議大会には三、〇〇〇名動員され町警察署を包囲して五〇〇名が投石した。町会でも初めは投石はよくないと声朋したが、最近は町警察廃止を決議した。弾圧費に三〇万円もつかったというのが理由だが、ちかく投票できめることになった。このことは農民闘争が弾圧によってひるむものでないことを示している。

〔静岡代表〕 警察に対し何千名動員されたかが問題ではない第五回大会以後今日までの日農の状況については方針書に賛成だ。弾圧が先ではなく、農民が何によっていじめられ、何が敵だかわからないことが第一だ。昔の農民はなんで田をとられ、家をとられたかハッキリ身におぼえがあるが、今の人は知らない。そのためになかなか立ち上れない。農民組合のがっちりした指導がないことも大きな問題だ。

〔山口常任〕 警察の弾圧をまっさきにあげるのは修正するといひ。

〔千葉代表〕 敵の機構をハッキリだせなかったこと、権力をとる闘争という見地が欠けていたこと、日農内部の日和見主義思想と闘わなかったことなど弱体の原因だ。

なお情勢評価については特別委員会で山口常任より発言があったが、大会前日の中央委員会においても方針書の詳細な説明がなされているので、その大要をつぎに紹介する。

〔山口常任〕 第一は情勢評価の問題である。日本の植民地化の進行にたいし、平場、山村をとわず一般的に農民の窮乏化がすすんでおり、従って闘争の発展しうる条件は熟しつつある。しかし一般的にはこれらが意識的に計画的にとりあげられていない。—こういう意味でわれわれは運動はいまなお沈滞期をぬけきっていないと評価したのである。軍事基地反対闘争、山林解放闘争についても、質的に今までよりも激しい闘争がなされてはいるが、全国的にみればあい、部分的であると考える。

常東は今まで約一万町歩の土地解放の闘いをやった。いわゆる昂揚期においては、(1)敵が虚脱状態にあり、(2)自作農創設特別措置法を一つの手がかりとして利用しえた。(3)われわれの力が相対的に強く敵の虚をつき得た、などの条件で大発展をみたのであるが、現在では闘争を意識的にくむのにより困難を感じている点は争えない。また、最近約一カ年近い間、四十余町村で一五〇件におよぶ闘争を行っているが、それらの闘争の規模は従前に比して小さく、土地闘争でも一時的に終る性質のものになっている傾向がある。いまだ十分に広い農民層の数多くの要求をとりあげるに至っておらず、縦に次々と闘争を展開するところにもすすんでいない。こうしたことはただやればよいということで済みはしない。それは運動の新分野である。この新分野に経験がうちだされ、そ

の経験が系統化され、普遍化されなくては運動が沈滞期を脱したとは云えないと考えている。

第二に半封建性との闘いと内外独占資本との闘いとの関係についてである。私個人の見解としては、原案の「統一的に闘われる」ということの内容にやや混乱があると考えられる。まず農地改革過程での運動の反省が必要である。第二次農地改革は既存の小作関係にあった耕作状態を基礎にしての自作化政策であった。われわれは第三次農地改革を要求はしたが、第二次の量的な延長としてのものでしかなかった。

しかし大切なことは、農地改革で土地なきもの、土地の少いものには何らの関係のなかったという点であり、われわれはこれら土地なきもの、土地少きものの立場から農地改革を評価する必要がある。したがって地主に保有地が残されているか、いないかという点からのみ問題をみてゆくことは部分的になる。この立場は民主革命のために特に重要であり、この立場によって土地闘争からより一層農民の闘争エネルギーを汲みだせるであろう。と同時にそれにもかかわらず農地改革による農村の変化に目をおおてはならないのである。かつては小作料問題と耕作権を中心に基本的に対立していたのが、現在ではこの問題の比重が変っている。さらに内外の独占資本が複雑に支配し収奪を強化してきている。

こうした事実即して民主改革すなわち革命的な土地改革の闘いがすすめられなくてはならない。革命的な土地改革をはばむものは地主であり、内外の独占資本である。したがって革命的な土地改革の闘いは単に直接的な対地主闘争によって行われるものではなく、対独占資本の闘争が必要であり、かつ重要なものとなっている。その大きな目標に闘争は統一されている。このためには貧農を中心とした全農民の結集がはからねばならぬ。

方針書にいわれている「農民の不平、不満がグチの形で内訌している」といったことは次のような意味においてである。例として共済組合に対する闘争について説明しよう。この闘いにおいて災害補償の要求が基本的であり重要である。昨年相当の被害のあった鹿島郡中野村では、村の組合が農民からあつめた掛金で県に支払った金は一〇〇万円であったのに、県より村組合に払われた補償金は五〇万円にすぎない。そこでは五〇%の被害があつたにかかわらず三〇%の被害として天下りに削られている。この場合共済組合をめぐる農民の不平不満は充満しているはずだ。ここには要求が生れ、闘争がおこるはずなのに、部分的にはおこっているが一般化していない。こういう状態を「グチの形で内訌している」といっているのである。そして一般的にはそのままでは、補償の要求が出るよりは掛金の支払いをサボルという形になってでる。そして問題について、その実情、すじ道、解決の方向などを知ると、そこで不満はグチから一歩すすんではっきりした要求になる。要求が明確になると、その解決のために行動が生れるのである。共済の場合農民の自覚がすすめば、補償要求、さらに発展して掛金の全額国庫負担、被害の全額補償の要求となってくる。この要求は軍事予算反対に通ずるものである。土地改良についても同じことがいえる。土地改良は官僚とボスににぎられており、引きまわされている。土地改良の要求があるはずなのに、事実上は下からの農民の要求を基礎として行われていない。そうした「反抗の気運内訌」の状態をつかむことが大切である。そういう意味で、この問題は情勢評価の問題であるとともに、他面では大衆運動の法則をのべたものでもある。このことは中国において要求の啓発化、要求の循環運動

がやられている点も教訓的である。それはバク然たる反抗内証状態にある大衆の要求を明確化するための運動だといえる。土地改良や共済の問題で、闘争が多く不正摘発に終り、基本的要求にもとづく行動に組織されることの少いのは、この点の理解の不足に基くのではないか。

以上が山口常任の中央委員会における情勢評価についての説明要旨であるが、これに対しては、方針書の情勢評価は悲観的である、また植民地政策の理解が足りない(秋田)、地主対小作人の闘いを昔どおりやっている、この困難の中に立ちあがっている状態を悲観的に見るのはいけない(大分)、山梨県南巨摩郡の曙村では二、〇〇〇町歩の山林と村の要職にある佐野某に対し、共産党を先頭に襲撃をかけた。警察は二〇〇名を動員して調べたが大衆は工作隊を守っている。こうした動きが方針書にでていないから修正せよ(山梨)農民本来の敵は封建地主である。これに対し貧農半プロのにくしみをぶっつけることが民族独立の闘いである(大阪)、農村には土地所有は存在している、そこから顔役もでている。現在の農村支配はそれを武器として行われている、残された封建制度が実は占領制度である(長野)等等、本部案反対の意見が出された。しかし結局、討論の最終結論のでぬままで、大会討議にうつされたものである。

(反帝反封建闘争の結びつきの問題)

[茨城代表] 常東は農民の敵に対する方針書の規定を、基本的には正しいと考える。過去において常東は果敢な土地闘争をやり現在闘争の七割は土地闘争だ。しかもなお地主勢力は根づよい。三月以来いまなお闘っている涸沼干拓地は、干拓地主と県官僚が解放をおさえていたのに対し、四月から工作を集中、六二五町歩解放させた。いまは干拓地にある一四町歩の内原訓練所系農場を土地のない、または少い農民にわけると要求して闘っている。また霞浦沿岸六〇町歩の干拓地でも、今農地法では解放できぬといわれるが、実力闘争で無償でよこせと闘っている。この間県農地課の一千数百万円の不正もばくろされ闘争は発展している。常東は未墾地解放で民有林だけで六、〇〇〇町歩解放させた。現在でも巴で五九名の農民に四六町歩の未墾地を解放させる要求をだし九月一日の最終買収に入れさせる闘争をやっている。これらの闘争で、経営をひろげる要求は、おもむくところ地主にもぶっかかるが、同時に軍事予算で干拓、土地改良の予算をつぶす買弁官僚との闘争にもなる。われわれは地主の圧力を排除することを過小評価はしない。土地改良、干拓をふくめ地主だけの攻撃ではすまぬ民有地のばあいでも、官僚との闘争はぜひいる。村税の問題でも、村条例は村内だけではきめられぬ。所得税は国全体のヒナ型に一・二%の巾があるだけだ。巨大独占資本の政策が権力機構を通じて村々につよく流れていることを忘れてはならぬ。反帝反独占資本闘争に反封建闘争が従属するとみるのではなく、統一的に一ことばの意味は正確ではないが一闘うということでもいいのではないか。

[千葉代表] 闘いを統一的にすすめるという事は誤りではないが、これでは力を結集する方面がぼけてしまう。印幡郡富里村で六〇名の貧農が不在地主の山林解放を要求、農委も認めたが山持ちの村長も農委もそれから先はさっぱり進めない。彼らは入会権をおさえ、山林の脱税で得た金を貸す、農機具や土地の貸付でおさえ、このような支配で解放要求をおさえる。これが封建的反動勢力だ。貧農は土地が少い、土地の主人公になっていない、零細な経営だ、こういう事情が反动勢力のいいなりにさせるのだ。土地よこせ、未墾地解放ばかりが反封建闘争ではなく、土地改良、農業機械化などすべてが入っている。

〔東京代表〕 足立区では、農協、区役所、農委、水利組合、区議、都議すべて旧地主の一族でにぎられている。

〔滋賀代表〕 関西の平場地帯では新しい特徴として、地主富農勢力は土地を担保に金を貸し、利子を年貢の形でとっている。これは今の条件の中で封建的性質のものである。常東の意見は傾聴すべきだが、村民税は国で枠をきめており、村のボスとの闘争だけではだめだ。議会、村政、官僚すべて帝国主義の支配機構であり、その足場が封建的なのだ、政策全体が帝国主義の封建支配の方式なのだ。

〔長野代表〕 農民の生活の中で闘いをおさえるものが封建的な地主であること—いろいろな形はあるが封建制度があるかぎり地主の大小にはかわりない、封建制度があるから闘えぬ。当面の打撃の方向は封建制度である。南佐久田口村の三年の闘争は封建制度を、紙を一枚一枚はがすように自分たちの手で破れるのだという自信をつくりながらずっといった。封建制を維持するものとして、大地主だけでなく保有地をなくしたもものまで役割をしている。県庁、役場などに対する闘争をやっただけでは問題にならぬ。常東の闘争でもそうだ。部落に戻って部落の封建制度の支配をたちきらねばならぬ。

〔秋田代表〕 占領制度は地主支配それ自体の形ででている。植民地化、ファシズム化は、村では地主支配として現われる。農民本来の敵は内外独占資本だという方針書の規定はかつての分派思想だ。われわれの闘争の基礎は革命的な土地改革をめざす地主その他一切の半封建勢力に対する闘いである。「統一的に闘う」というのではぼやける。半封建制度との闘争を基礎に内外独占資本との闘いをすすめるのが正しい。

〔北海道代表〕 革命的な土地改革とは貧農が健全な土地を経営できるようにすることだ。
〔滋賀代表〕 革命的な土地改革の内容は、土地要求だけではない。山を解放しても金なしには作れぬ。開墾もでき、牛馬も資金も農機具も保証されるというのが内容だ。

〔長野代表〕 革命的な土地改革とは、農民が土地の主人公になること、これは占領制度のもとでは不可能だ。しかも貧農は土地を求めている。貧農の要求をみたしつつ部落権力を一つ一つくずしながら闘うのだ。

〔静岡代表〕 われわれもかつて四八町歩のかくし田を摘発し、それに税金や道路分担金もかけた。それで農民は楽になったか、少しも楽にならなかった。われわれはどこに対し闘ったらいいか苦しんだ。農協、役場のボスカ。かれらは村にいるかぎり、農委や農協、役場に入っていないと食えない。この連中の重税の割当て、還元米の不正、供出のゴマかしをつくだけで闘えるか。半封建機構をたたきこわせば農民の窮乏がすぐわれるとは考えられない。

〔大沢副委員長〕 中央常任委員会で、私ただ一人が本部案の反対者だったが、結論は出たと思う。独占資本と封建制の関係は主な対立点の一つだった。ここでは村の地主的封建的勢力との闘いがみなさんの報告の中心だった。独占資本はまっすぐにくるのではなく、村の地主封建勢力を支柱として支配と収奪を下ろしている。久保田委員長は地主は支配階級として独自性をもたぬと主張した。しかし地主は現に内外独占資本と同盟体をつくり、権力機構に入っているのだ。

〔久保田委員長〕 そうなると具体的な闘争は主として地主の社会的基礎を破ることにおかれ、山林原野に集約されてこないか。供出をゆがめる奴をなおすというのでは、昔のかくし田摘発闘争になる。全体をなおす闘争にゆかねば反帝独立の闘争にならぬ。あい

つが一〇俵どうしたというのをつくのも必要だが、供米そのものをハネのけることが重点だろう。農民闘争の一番の根本は小作地山林原野の解放にあるというのか。

〔福島代表〕 残存封建制の背後の内外独占資本をつくるところまで反封建闘争を考えぬと労農同盟はできない。大沢君の説明にはそうとられる面があった。平場の自作農過小農の対立をどうするかの問題など、ちがった土地闘争がおこってくる。土地を失った地主がなぜ支配機構にこいこむかといえば、内外独占資本の力によることはいうまでもない。

以上が運動方針特別委員会の討論要旨であるが、論題のうち、実力闘争の問題と組織問題は討論の主対象とならぬまま終わってしまった。

さて第六回大会に提出された運動方針本部案をめぐる討論の中から、意見の対立は前記の通り四点に帰着することが明らかとなった。第一の情勢評価の点については、本部案が、現段階の農民運動はなお一般的には沈滞の域を脱していない、と規定したのに対し、反対意見は闘争は激化し昂揚しつつあるとなし、また量的には昂揚していないが、部分的に質的に評価せねばならぬ闘争、すなわち村の封建制に対する実力闘争が生じているので農民運動は昂揚しつつある、と主張した。

第二の反帝反封建両闘争の結合の問題は、農地改革後の農村の生産諸関係と政治機構に対する見解の相違と結びつき、これに対し農民闘争の主たる目標をどこにおくかという基本的問題であり、討論でも最も白熱的に論ぜられた。本部案は「反封建闘争と反独占反帝闘争を統一的にたたかう」として、主たる闘争目標についてはやや不明確に規定していたのに対し、反対意見は、現在の農民闘争は主目標を地主勢力の打倒におくべきで、外国帝国主義の占領制度はすなわち地主支配体制の形で現われている。あるいは、独占資本の支配は村では封建的地主制の支配として農民を収奪しているというのである。これに対し本部側の見解(大沢副委員長をのぞく)は、それでは農民闘争は結局山林解放闘争、山村工作運動に帰着する。運動はあくまで対地主闘争と、独占資本、官僚機構との闘争を統一的に遂行すべきだ、と反駁した。

第三の実力闘争の問題については、本部案では情勢の過大評価から、一部尖鋭な指導分子の一揆的行動に走ることをいましめ、具体的条件に応じて、公然たる大衆闘争とともに実力行動をなすべきであるとされていたが、これに対して反対意見は、現在すべての闘争は実力をともなう自衛行動なしには、弾圧によって敗北し前進できないから、部落を中心に自衛組織をつくり部落の封建的権力機構打倒にすすまねばならぬと主張した。

第四の組織問題については、本部案は、地域により、農民層によりその要求にしたがって闘争は多種多様であるから、その闘争の組織も多様である。この多種多様な農民組織をどういう新しい組織に統一してゆくかは未解決の問題であるが、とにかくこの多種類の「闘争組織の活動上の統一体」が日農の実体である、と規定した。これに対し反対意見は、日農は「原則として一定の綱領規約をもつ革命的大衆団体」として再建強化すべきだ。それは多様な闘争組織の戦線統一、強化のための中核体であるべきだと主張した。本部案が、日農は種々な闘争から生れた団体の協議会、統一的な農民委員会的な組織であるとしたのに対し、反対意見は日農が主核となった他の農業農民諸団体と協議会をつくる等の形で統一戦線をつくるべきだと主張したのである。

要するに、右の四点を中心に、本部案は根本的に修正され、大会で決定された。なお右の諸点に関連して、修正決定案では、労農の革命的同盟の重要性、労働者階級の指導下における農民運動の展開を強調し、また漁民との共同闘争の必要なことなど、合計一一箇所を修正追加し、特別委員

会および大会で決定された(常東代表は反対。修正点は、原案の該当箇所とともに、後掲の「運動方針」について見られたい)。

なお本大会における運動方針決定について、「農民新聞」(前掲)はつぎのようにのべた。

農民本来の敵は封建的地主勢力であり、革命的な土地改革を一般的要求として、農民運動は、労働者の基本的な闘争の影響と主導のもとに、画期的な昂揚と質的な転換を開始した。日農は情勢と敵をこのようにつかみ、組織的には雇農、貧農を主とする広汎な農民層の恒常的な革命的大衆団体として、農民統一戦線の中核体として再建強化をはかる、また闘争の中で意識的に自衛組織を強化するなど、一力所にわたって修正決定された新運動方針は、新執行部で成文化したうえ発表することになった。

第六回大会は第一日のはじめ全学連妹尾副委員長が祝辞の中で、常東代議員の一部に「スパイ分裂主義者」がいるとのべたことから混乱がおこり、乱闘さわぎをひき起した。これは議員ならびに大会運営委員会によって一時は落ち着いたかに見えたが、第二日目に常東代議員の多数が農林省に陳情に向いたことから大会は特別委員会を招集し、激論のすえつぎのような決議を行った。

(決議)

昨日来の大会々場における常東一部の代議員のとった分裂的行動はまことに遺憾であった。その最高責任者として山口常任の反省を求めるとともにこの後、新方針のもとに共にたたかわんことを要望する。

一九五二年八月二一日 日農第六回全国大会

議案及び運動方針はつぎの通り。新執行部氏名は第六章「農民団体の現状」日農の項を見られたい。

(議案)

一、軍事基地反対の件(提案本部)

木村常任説明要旨。基地反対闘争は両条約、行政協定破棄、駐留軍撤退要求の政治目標を明らかにし、広い統一戦線で闘わるべきだ。闘争の主力は労働者階級で、土地闘争を土台に、貧農を中心に農民を組織し、漁民とも共同し、労農同盟をきずくこと。多様な要求を統一し、駐留軍を動揺させる実力闘争を大衆をして、組織させ、基地内労働者を組織し、とくに青年の教育活動を重視する。部落、村で反動勢力を孤立させ、統一前線を強化することが急務である。

二、戦争反対、ファシズム反対の件(本部)小笠原常任説明。

三、土地改良災害復旧促進の件(本部)

深沢常任説明。この闘争は軍事的ダム建設、軍事的総合開発に反対し、平和的土地改良、災害復旧を要求したもので、結局再軍備反対闘争に通じ、一面農村の半封建勢力特権ボスの基盤をきりくずす闘いである。

四、米価、供出闘争の件(本部)

浜野常任説明。基本的には供出による搾取に反対し、食えるだけの保有米と再生産を保証する米価を要求する。闘争の主要な場は村で、具体的には割当てに対する闘争で解決される村の闘いを基礎に全国的に発展させる。

五、未墾地解放闘争(本部)

池田常任説明。

以下は新執行部一任の議案

一、選挙闘争に関する件(神奈川)

二、アジア太平洋地域平和代表派遣の件(兵庫)
三、麦の共販運動について(山口)
四、水稻保温折衷苗代援助打切り反対、全額国庫負担要求の件(長野)
五、二化カイ虫防除対策、ホリドール輸入促進と防除費の国庫負担要求の件(兵庫)
六、鎌城山闘争十二被告に対する激励の件(大分)
七、東京軍港建設反対の件(東京)
八、労働者秋季闘争支持の件(茨城)
九、大会の名で神戸地裁に英水兵事件激励の件(兵庫)
(以下略)

(日本農民組合一九五二年度運動方針)

一日農統一派第六回大会提出修正決定

一九五二年八月二〇—二一日—

*本文中の傍線は修正部分。〔〕内は当該部分の執行部原案を夫々示す。

一、内外の情勢について

(1)一(5)(略)

(6)内外反動勢力とその手先吉田政府のわが国の農業、農民、農村にたいする政策の根本は、かれらの植民地化と、それと結びついた戦争政策の土台を古い封建的な支配と収奪に求めていることにあり〔尻ぬぐいをすべてわが農業と農民におしつけることにあり〕それは次のように行われている(中略)。

再軍備のために農民の税金はますます重くなり、払えないで滞納すれば遠慮えしやくなく差押え競売をやりながら農業と農民生活を守るためにぜひ必要な土地改良災害復旧、治山治水、道路、学校、保健衛生などにつかう中央地方の予算支出は減らす一方である。

また軍需生産と再軍備のための負担を国民に転嫁するため運賃、電気料、肥料などの独占価格はどしどし引上げられながら、低賃金をいっそうひどくするために米の買上値段はいっそう低く押えつけるとともに麦は買い叩いて値段を安くするのに都合のよいように統制を外すし、野菜や果実その他の農産物は国民生活の窮乏がひどくなったため値下りの一方である。

更に再軍備予算をふやすために外米への補給金をへらし更に外米輸入を少なくするために内地米の供出はいっそう重くされ、そのために一部保有農家は削られ、労務加配米はなくされようとしている。

また平和産業が不振に陥り農業経営も行詰ったために、非農家、貧農農家の二、三男の失業状態がひどくなり、農家でのかくされた失業者は九〇〇万をこすといわれ、そのための農家の苦しみはいよいよ深刻になってきたが、戦争準備のために、「安い兵隊と労働者」のいる吉田政府は意識的にこうした状態をつくり出している。

さらに年々ひどくなる外米輸入の困難と近づく戦争危機に備えるため吉田政府はいわゆる食糧増産五カ年計画を始め土地改良、病虫害防除、耕種改善などに補助金を出すことになったが、これは一面では農民の革命化をおさえることをねらったギマン策である。しかもわが国農業全体からみれば微々たるものであり、焦点をなす土地改良事業にしても年々の新規事業は一県で二つか三つ、それも結局は役人やボスの喰いものになって農民は借金を増した上に改良ができるとすぐに供出と税金をうんと増してくるというやり方である。

(7)更に米日反動勢力と吉田政府はその恥しらずの戦争政策の一環として積極的に反動勢力、地主勢力を強め村役場をはじめ農業協同組合や農業委員会その他の農村で

の支配と収奪機構の買弁的強化をはかり、これらを通じて農村を戦争協力態勢に導こうとしている。

農地法を改悪して小作人の立場を弱くし三反歩以下の貧農の土地獲得を禁ずる反面、金のある富農や旧地主が土地を買い易くして再び地主になる希望をいだかせる道をひらいた。

地方自治法を改悪して町村役場を府県の下請機関にすることを計画しているのみならず、既に今までは事実上町役場は完全に税務署の下請機関になり、徴兵事務所になり、供米事務所にしてしまっている。さらに農協や農委は農協再建整備や農業団体再編成で、政府と大資本の農民のさくしゅの完全な下請機関と化している。しかも一方では自治団体も農協も経営はますます苦しくなりこれをきりぬけるためにますます下請機関化し、買弁化してきている。その他消防団は警察の補助団体にされ、青年団や四Hクラブや婦人会は、アメリカ式の反動的戦争教育の実施団体にさせられ、戦時中の隣組や部落農事団体までが復活され始めている。

(8)内外反動勢力によるこのようなひどい収奪と圧迫が、わが国農業の荒廃と農民の生活破たんにいっそうの拍車を加えさせてきたことはいうまでもない。すなわち未復旧の災害農地は年々増える一方であり、秋落水田や強酸性畑はますます多くなり、風水害や病虫害は年々ひどくなるばかりである。経済的にはひどい金詰りが全農村にゆきわたり、大多数の農家経済は破綻に瀕し、貧農はプロレタリア化し、貧農や農家二、三男は大部分が失業者化しその総数は九百万をこえ、生活の苦しさから土地を売り、子女を売る農民がふえ、しかも借金と税金の滞納はふえるばかりである。

農家経営のこの様な破たん状況のなかで、特用作物地帯その他ごく一部では、例外的に経営の発展を示している富農も見られるが、それも一般的には、生産力の発展という本来の姿のものではなく、多くは内外反動勢力の農民収奪に寄生し便乗し、反動化するという姿のものにしか過ぎず、大多数の中富農層は低農産物価、重税、高物価などの重圧によって没落の一途を歩み、名目上の土地所有権しか与えられなかった「農地改革」や、技術改善、協同組合による経済的向上の夢からさめ、新たな闘争に立ち上らざるをえなくなっている。

[大多数の中富農層は技術、土地改良、災害復旧等に逃がれ道をもとめており]内外反動勢力はこれにたいして[を利用して]一面では戦争危機にそなえての食糧増産のため、他面では農民の革命化を防ぎ、同時にボスの買弁的育成のためにいわゆる食糧増産五カ年計画で、土地改良、病虫害防除等に僅かばかりの補助金や貸付金を流す政策をとっているが、それすら再軍備政策の重圧で縮減されそうになってきており、従って小生産者としての農民の多種多様な改良主義的な要求さえもが直ちに再軍備戦争政策と対立するという特徴的情勢があらわれてきていることは注目に価する。

(9)米日反動による農業の破壊は経済的に農民を収奪することでだけ行われるのではなく、それは村や部落の封建的な政治力と結びつき、これをテコとし強化する形で行われている。この力があればこそ売国自由党その他の保守反動の政党は国を売り、民族を売っている政党でありながら、選挙で勝つのはこの封建的な力を支えとして選挙では強制的に投票させているからである。

国会から部落常会、隣組に至る迄暴力的に支配することができるのである。これに反

対するものには「村八分」、「水止め」、「山林原野の入会禁止」、供米、税金、寄附の強制取立をやることができる。

更にこの力は独占資本家と強力に結びついているため、軍事基地や軍需工場への動員の役目を果しているのみではなく米帝や資本家の要請に応じて村における最も弱い中貧農的な階層の中からこれを選んで、これを送りこんでおり、工場や基地における職階制の封建的な支配と結合し、労働組合の分裂、弱体化と共にスト破りの要員として訓練している。

この政治的な支配力はどこから生れているか、いうまでもなく土地が地主的な封建的仕組で温存強化されているからである。

- (イ) 国有、共有、私有の山林、原野、水利権、漁業権などの独占的支配。
- (ロ) 部落の身分制、請負賃金制などの封建的責任制などの封建的な階級関係等の温存
- (ハ) 裁判所、警察、税務署、県地方事務所、村当局等の権力機関の地方官僚とのつながり。
- (ニ) その他防犯協会、消防団、赤十字、婦人会、公民館、4Hクラブのスパイ網。
- (ホ) 地方の銀行、鉱山、私鉄、電気、繊維の投資又は酒造、高利貸資本としての独占資本とのつながりなどが、この政治的な支配力となっているのである。

(10)(イ)このような農業と農民生活の破壊の進行に対し静岡県志太郡の供米反対運動や福岡県の供米ゼネスト宣言等に見られるように明らかに内外反動勢力に対する反抗を示し結局はボスや官僚のゴマカシに翻弄されながら、尻つぼみに終わった場合でも全国各地にて行われた多種多様な自主的農民闘争の場合でもそこに示された農民大衆の動きは極めて根強く、しかも何れも内外反動に対する反抗心が底流となっている点は充分注目に値する。

(ロ)さらにボスの引きまわしや陳情運動でゴマカされず農民自らによる自主的闘争も、全国的に既組織、未組織を問わず広く行われ、これらの自主的農民闘争にみられる特徴は第一にその闘争目標が多種多様であり、従ってその規模や形態や方法もこれまた多種多様に複雑となっているが、それらの多くがすこぶる根強い動きを示しており、それらは闘争の深化と拡大の方向をあらわし運動の重点が著しく下層民に移ってきており、従って秋田県清水村、長野県田口村の闘い等に見られるように、官憲の弾圧に対しても根強い抵抗を示していることである。

(ハ)昨秋米統制撤廃反対以降の供米闘争においても、その敵にたいする自覚の如何を問わず各層の要求が自主的行動になってきたこと。例えば供米割当会議における農業委員の退場、全国的な町村長、農協組合長迄をふくめた減額補正、減税の闘争そしてこの中から貧農中心の『米よこせ』闘争が発展している。

(ニ)内外反動のファッショ的抑圧の強化という困難な事情の中で農民は決して後退せず、軍事基地化反対のような、困難な闘争においてシレッと実力抵抗が闘われ部分的な勝利さえかちとり、そしてこれが、農民運動全体の意識を変えつつある。

(ホ)反抗の中から農民を支配する封建的関係、特に地主的土地関係が明らかになってきており『山林解放』や『土地取上反対』だけではなく「米よこせ」、「職よこせ」、「税金棒引、金よこせ」などあらゆる切実な要求と闘争を通じて地主勢力に対する「土地よこせ」の基本的な要求がたかまってきたこの闘いの中で貧農の主導性が発揮されだした。これは労働者の基本的な闘争の影響の下に農民運動の画期的な昂揚と質的な転換が始まったことを示している。

(へ)一切の闘争が政治闘争となり、秋田仙北清水村、長野南佐久のように部落、村の権力が崩壊されようとしたところでは、直接国家の暴力機関が出動し、旧来の闘争形態だけでは不十分になってきて、実力闘争によって統一戦線が支えられている。

(ト)このような情勢の中で闘いを通じて日農は貧農を中心に再建強化の方向に進んでいる。これに対しボス的な談合、陳情、政府の政策便乗のやり方しかできない他の農民団体はつぶれており、その下部は日農とともに闘わざるを得なくなっている。

(チ)しかし全国的にみるとこれらの自主的な行動が起っているにもかかわらず、それぞれの地域の具体的な目標が明らかにされない所にこれらの闘いが、大きな力にならない弱点をはらんでいること、日農活動の立ち遅れにあることを自己批判せねばならない。とくに労農同盟なくしては農民運動の意識的な発展と農民戦線の統一はありえないことが明らかとなった。

〔(9)このような農業と農民生活の進行にたいしすべての農民の不安と不平と不満は、著しく高まり、明かに内外反動勢力に対するバク然とした反抗をあらわしてきている。すなわち静岡県志太郡の供米反対運動や福岡県の供米ゼネスト宣言等にみられるように、結局はボスや官僚のゴマカシに奔弄されながら、尻つぼみに終わった場合でも、全国各地にて行われた多種多様な小規模な自主的農民闘争の場合でも、そこに示された農民大衆の動きは極めて根強く、しかもいずれも内外反動に対するバク然たる反抗心が底流となってきている点は充分注目に価する。〕

さらにボスの引きまわしや陳情運動でゴマかされず、農民自らによる自主的闘争も全国的に既組織、未組織をとわずかなり広く行われているが、これらの自主的農民闘争にみられる特徴は、第一にその闘争目標が多種多様であり、従ってその規模や形態や方法が、これまた多種多様で複雑になってきたことであり、第二にそれらの多くが頗る根強い動きを示しており、それらは闘争の深化と拡大の萌芽をあらわしている。だが、いずれも闘争の規模が比較的小さく、且つ第五回大会での評価であった孤立分散性は充分に克服されていないことであり、第三に運動の重点が著しく下層農民にうつってきており、従って秋田県清水村、長野県田口村の闘い等にみられるように、官憲の弾圧に対しても根強い抵抗を示していることである。

しかし、全国的にみると農民大衆の不平と不満とバク然たる反抗気運は著しく高まってきたが、その多くはグチの形で内訌しており、更に一步進んでハッキリした具体的要求、ないしはそれにもとづく公然たる自主的大衆運動となるまでには成熟していないのが実情とみるべく、特に内外反動の農民大衆に対する弾圧とデマと分裂政策が著しく強化され且つこれと結合せる農村内における反動的・地主勢力が著しく強化され、買弁化されてきたため、農民大衆の闘争への立上りは、具体的に一層困難になってきている。〕

このような情勢のなかで、わが日農以外の農民団体、すなわち日農主体性派、全国農民組合、全国農民連盟、全国開拓者連盟などの諸団体が実質的には、ほとんど解体の状態の一部少数のボス連中だけのカタマリと化し、その運動も表は口先だけのハッターや陳情で農民大衆をゴマ化しながら、裏では、官僚や、農協ボスと結託して、補助金などに寄生する全くのダラ幹団体に墮落している事実は注目に値する。

ただ僅かに、日農主体性派の一部の良心的分子が、その間で動揺を示しており、総

評を中心とする労働者階級の力に励まされて闘う農民組織の再建の方向をたどろうとしていることを見落してはなるまい。

以上のような農村の情勢と農民の動向とを、われわれはどのように評価するのが正しいか、農業と農民生活の破壊がずっとひどくなり、これに対する不平不満と反抗意欲が高まっている事実よりして、大規模な自主的農民運動を、飛躍的に発展せしめる客観的可能性は、はるかに大きくなってきている。

しかし、それらの農民大衆の不平と不満と反抗闘争が未だ大衆的に統一結集されるまでにいたっていない。内部に多くの矛盾と弱点をもちながらも内外反動勢力の農民支配の体勢と地主的反動勢力が著るしく強化されているのに反して、或はボスの引まわし陳情に終り、又は孤立分散的に行われている多種多様な自主的農民闘争を統一し、大規模に拡大していくための主体的勢力が未だ十分に結集されておらず、著しく立遅れている事実を率直に認めねばならない。

このような具体的条件を冷静に現実的に把握し、評価することなく、徒らに情勢を過大評価して、現実に農民闘争が大発展を示しているように考えたり、また一寸火をつければ容易に農民大衆が立ち上る情勢になっていると考えたりすることは、却って今後の農民闘争の発展を妨げるものである。

われわれの運動はますます近くかがやかしい展望をもちながらも、いまやいつそう大きな困難の前に立っているのだ。]

二、日農の現状とその欠陥

(1)この様な内外の情勢の下において、わが日農の運動はいかなる状態にあるであろうか。残念ながら闘争も組織も極めて不活発であること[振わず、全体としていぜん沈滞していること]を、率直に認めなければならない。われわれは昨年七月の第五回京都大会以来[において正しい画期的な新方針を打ち立てることが出来たのであるが、あれから今日まで]約一カ年間茨城県の常東や長野の南佐久をはじめ、新潟や山梨や栃木、兵庫や島根などの諸県において部分的には[新方針を生かした]立派な闘いを展開しており、しかも闘争の質の発展と統一への要求がみられ、又この闘いでは全農民に大きな影響を与えている。[しかし、それも一般的にいて局部的であって、全国的に発展する動きを示しておらず]しかし全国的にみて今日わが日農が組織されて実際に闘っている農民は増加しておらず、大部分の組織が眠り込んでいるか事実上崩れてしまい、また県連などの機構そのものまで失われてしまったところも決して少なく、広い空白地帯は手もつけられていない実情である。

(2)内外反動勢力と吉田政府のさくしゆと圧迫が激しくなり、農民大衆の不平不満が著しく高まっているのに、わが日農のこのような立ちおくれは、われわれの政策と組織活動の欠陥にもとづくものとして真剣に解決しなければならない問題である。

(1)農民大衆が要求をつらぬこうとして実際に闘う場合、例外なく地主とその同類のボスどもに抑圧妨害され、これと衝突せざるをえない。しかも、これは決して偶然ではなくて、日本の農村に強固に残っている封建的な支配と搾取の関係を示すものである。

したがって農民の主要な敵は、独占資本、官僚と結合した封建的地主勢力であり、これを粉砕し、革命的な土地改革を闘いとることなしにはその解決はありえない。

この点を明確にせず、農民の主要な敵は内外独占資本であると規定したことは、農民を闘いえなくさせ、また現に封建的地主勢力と闘っている農民大衆の経験と一致しなくなったのである。

(2)前記のことから、貧農を中心にするといいいながら、実際には中農中心の立場にたち、農民闘争の原動力である貧農の革命的エネルギーを評価することができなかった。したがってすべての農民の苦難と要求がゴマカシの農地改革にたいする封建的な土地所有の温存から発していることを理解せず、あらゆる闘いを革命的土地改革の方向へ導くことができなかった。

(3)組織方針が明確でなく、『貧農を中核とする全農民の統一体』と規定し、多様な農民の要求によって闘うカンパニア組織の統一戦線体が日農の実質であるとしたため、革命的大衆団体としての日農とカンパニア組織とを混同し、統一戦線との関係をアイマイにして、統一戦線の核としての日農組織を再建強化することをおこたる傾向が持ちこまれた。

(4)悪質な左右の分裂主義者、社会ファシスト等が完全な敵の手先と化し、官僚、ボス、地主的反動勢力と結合して、農民闘争の妨害と農民戦線の分裂策動を行っているのに、これをバクロし徹底的に闘うことをしなかった。

(5)本部が大衆の闘いから遊離した要素によって占められており、しかも真剣に農民大衆に学び、これに服務するという態度にかけていた。そして日農全体も、働く農民を基礎として真に民主的に組織され、運営される点で欠けるところがあった。

(6)本部から適切な政治的指導がなされなかった。たとえば米日反動が刻々と打ってくる戦争のための農民収奪と抑圧の諸政策にたいし、遅滞なくその本質をバクロし、闘う方向を示してこれを農民大衆に徹底させる努力が欠けていた。特に労農同盟の重要性を理解せず、労働者大衆のいくたびかのゼネストや英雄的なメーデー闘争に際しても、真剣に農民に訴えることがなされず、ほとんど手をつかねていた実情である。

このことは、この期間の『農民新聞』の編集方針にもっとも現れている。われわれは、これらの欠陥を克服して新しい方針によってわが日農の画期的前進を開始しなければならない。

〔なぜわが日農の運動がこのようにひどい沈滞に陥入っているのであろうか。これは、われわれが最も真けんに反省してみなければならない問題である。以下その主な原因と思われるものを挙げてみよう。〕

第一に客観的条件の変化についていえば警察の弾圧がひどくなったことはもとより、役場や農協などが完全に農民いじめの機関であることをロコツにし、更にこれらと結びついてボスや地主などの反動勢力が著しく強くなってきたのと、また農民の側からみて、昔の地主対小作人の闘争の時代とは全くちがって、内外反動のさくしゆと支配のやり方が非常に複雑になっているために、農民は多くの不平不満と要求をもちながら誰が農民いじめの本当の敵であり又これと闘うのはどうしてやってゆくのか、実際の方法が判らず、そのために容易に闘いの腰を上げにくくなったという事情である。

さらに日農主体性派、全農連、開拓連等の農民諸団体に巣くっている悪質な左右の分

裂主義者、社会ファシスト等が完全な敵の手先と化し、官僚、ボス、地主的反動勢力と結束してデマとハッタリと陳情活動で農民大衆の自主的闘争への立上りに対して悪質な妨害と分裂策動をいっそうロコツにやり出したことも見落し得ない。

第二に、わが日農の側にこれらの反動攻撃をはねかえして諸々の要求をもつ農民大衆に敵の正体を実際に判らせ、それぞれの要求をどう闘っていけばよいかという実際方法をハッキリ示してやれる日農独自の機能が弱く、またそのやれる有能な農民活動家や、経験に富んだ農民指導者が少く、しかもそれらの人々の力を結集できなかった点である。だが決してそれだけではない。さらに深くわが日農の陣営に組織や方法の上で多くの欠陥や混乱があったのであり、これらを十分に克服出来なかったことこそわが日農の力が足りなかったことの真の原因であるのである。以下これらの欠点や混乱の主なるものを挙げて反省してみよう。

第三に個々の闘争に当って、農民の実情や実際の要求を充分具体的につかまず、また周到にして辛棒強い闘争計画を持たずに、上ずった独りよがりの観念的指導が行われた事例が非常に多かったことである。ごく初歩の生活的要求をもって立上ろうとした農民に、いきなり、程度の高い、しかも観念的な政治宣伝をやったり、スローガンを押しつけたために、農民がせっかく立上ったところへ、水をぶっかける結果に終わった事例は多数にある。

個々の場合における闘争の条件を、充分具体的につかみ、正しく評価せず、従ってまた、敵の政策に対する確信のある態度と方針をもたず、ただ徒らに焦って主観的な情勢の過大評価をやり、ために、目標と現実とを混乱し、一つ一つの問題を着実に解決することを怠ることは、大衆闘争の最大の禁物であるが、実際には残念ながら、わが日農にそうした事例が頗る多いことを率直に認めねばならない。

第四に、これもまた、観念的なやり方の誤りの一つであるが、過去一カ年の実際に行われた闘争の実情をみると、軍事基地、税金、供出、寄附、農地、山林、採草地、開拓、干拓、土地改良、治水道路、水利、災害復旧、共済、失業、電気、肥料、農協、村政、各団体など、今までとちがって、闘争目標が極めて多種多様になっており、これは内外反動の農民さくしゆが、きわめて複雑になっており、それにつれて農民の現実の要求が、多種多様になったことの必然の現われであり従ってまたこれらの諸闘争は究極において総て平和と独立の闘いに通ずるものであったにもかかわらず、われわれは多くの場合においてこうした闘争の変化とその意義を充分具体的に理解することが出来ず、そのために一面では貧農半プロには土地と仕事よこせ、中農には、税金と供出反対というような従来ありきたりの一般的な闘争目標を、観念的に持ちこもうとしていたために、農民大衆から浮き上り、また他面ではこれらの日常闘争を実際に平和と独立の闘争にまで高め、統一することを充分なし得ずに終わったのである。特に土地改良、災害復旧、治水、道路などの闘争はそれが農民の切実な現実的要求であり、同時にこれ等の闘争は、究極において再軍備か農業改革かの闘いになる点を充分に理解し得ず、従ってその推進のために必要な実務的な知識や方法をなんら把握することなく、相変らず全額国庫負担やボスの不正摘発の空宣伝だけに終始しなんら実際の闘争を展開し得なかったことは充分反省すべきであり、辛うじて常東その他で、この闘争を正しく取り上げて展開することのできたことは、一般にも充分に学びとるべきであろう。

第五に、組織の点で多くの欠陥をもちながら、これを十分に克服し得なかった。われわれは第五回大会における新組織方針として、内外反動と闘うためには『わが日農を旧い小作人組合から貧農を中核とする全農民の大衆的統一体に発展せしめなければならない』ことを決定しながら、実際にはこのような新しい大衆組織が具体的にどのようなものになるのか又どのようにして再組織するのかなどの問題を全国的に殆ど理解し得なかった。さらに同じ方針のうちに『農村活動家集団』を組織してこれを闘争と組織の拠点とすることを決定しながら、実際にこのような集団をいかなる人々をもってどのような形態に組織するのか又この集団をどう働かせるのか更にこの集団を日農の基本組織とどのように結びつけるのか等々の問題を充分には解決し得なかったのである。さらに有能な農民指導者と農民活動家の大量養成という緊急な課題についても大した仕事をやる事が出来なかった。これらの諸問題についても、南佐久や常東においてそれぞれ形はちがっているが、新組織方針を生かした画期的実践が行われて成功を収めていることは充分に学びとるべきだ。

第六に労農同盟、農村青年運動、農村婦人の闘い、在村商工業者との提携等の推進は現在の情勢の下では農民運動の上からも、国民運動全体の上からも極めて重要であるにもかかわらず、われわれの実際活動の上では依然として大した努力も払われず、見るべき成果を挙げる事の出来なかったことは改めて深く反省しなければならない点である。]

三、当面の活動方針

過去一カ年間の、わが日農運動の諸欠陥を克服し、諸成果を生かし、新しい内外情勢に即応して、今後の農民運動を飛躍的に発展させるには、われわれは次のような方針のもとに精力的に活動しなければならない。

(1)「民族の独立」、「半封建制との闘い」、「独占資本との闘い」のわが日農三大綱領はいぜんわれわれの闘いの中心的方向として守られねばならない。

(1)第五回大会において『半封建制との闘い』は『内外独占資本との闘い』に従属すると規定したことは誤りである。マッカーサーの『農地改革』はごまかしの農地改革であった。悪質な分裂主義者は、この農地改革を高く評価し農村における地主勢力の弱化を強調するが、この改革は今迄農村を支配してきた寄生的地主勢力を掘り崩すものではなかった。しかも農業の発展と農民の経済にとって欠くことのできない広大な山林原野、水利は昔どおり寄生的な地主勢力とその同類のボスに握られている。内外反動勢力はこれらの地主的、半封建的な勢力を土台として農民をしぼりあげ、戦争政策をおしすすめているのである。このように農村の地主勢力こそは、独自の階級的地位を保ちながら専制官僚と結び、内外独占資本の強力な同盟者となって農村における占領制度のささえとなり、これをつよめる機能と役割をはたしているのである。

だから内外独占資本が農民の敵であることはいうまでもないが、しかしその基礎となっている地主勢力こそ農民にとって本来の敵である。この点をはっきりと確認することが重要である。

われわれはいま農民解放の大事業をやりとげようとしているのであるが、この事業は農村の地主勢力と封建支配を徹底的になくして、民主的な自由をかちとることなしには解決できない。これこそ当面の民主革命の歴史的任務である。だからこそ労働者階級

も民族解放民主革命の指導者として土地問題を革命的に解決するために闘っているのである。

この歴史的任務を解決するために闘いを進めるなら、農村における占領制度の土台は失われ、占領制度そのものの存立強化も困難となるであろう。すなわち『内外独占資本』との闘いは『半封建制』との闘いを基礎として進めることが重要なのである。この闘いなしに農民の平和と独立の民族的な闘いを発展させることはできない。

(2)ところでこの闘いを進めるに当たって次の点を注意しなければならない。現在各地で基地、山林、開拓、水利及び漁業権などの解放闘争その他いろいろな日常要求をめざす闘争が進められているが、これらの闘争と地方、村、部落内の封建勢力にたいする闘いを結合しなければならない。しかもこれらの闘いの中で、プロ貧農の政治勢力を強めるために努力しなければならない。もしもこの勢力が経済主義的な状態にとどまるなら、経済的要求さえ勝ちとれないだけでなく、闘う統一戦線をつくることはできない。

(3)他方広汎な農民層の要求は階層的にも地域的にも種々様々である。だからこれらの要求の中には表面上、互に対立し矛盾するものが多いが、いずれも根本的には地主的な土地制度、これを基礎とする米日反動の掠奪、圧迫に根ざすものである。だからこれらの様々な要求をめざす闘いも根本的には封建的な土地制度にたいする闘いである。われわれはそれぞれの事情と条件に応じた方法によってこの根本目標に向って発展させねばならない。しかも現在これらの要求と行動が政治的に統一される条件が熟している。

(4)水利その他、地主制度の支配に対する闘争と共に、特に重視しなければならないのは、国有、公有、社寺有、私有等の林野に対する寄生的土地所有制度を徹底的に解放する闘争である。わが国での山林の重要性は、中国その他の場合と違っている。即ち山林全体が農業ばかりでなく、国民全体にとってなくてはならぬものとなっている。まして農業と農民経済にとっては、山林原野を農民に渡さずに農地改革を論ずることはできない事情にある。山林は農業水利の源泉であり、家畜の飼料、薪炭、採草など農民の日常生活の必需品を与えるものであって、これなしには生活できないといってもいいすぎではない。現在山林解放闘争が軍事基地反対闘争と共に最も烈しく実力でもって闘われている理由はここにある。この闘争をもっとも広い大衆的な基礎の上にたって、一層大規模にすすめ、自衛組織をとまなう革命闘争に発展させる必要がある。

今までの山林解放闘争は、相当模範的に行われた場合でもせいぜい共同管理、実力伐採、立木の払下げに止っている場合が多い。これでは真の解放闘争とはいえない。

山林解放を真に革命的なものとするためには、さらに一步前進させねばならない。すなわち農用林野採草地を農村労働者、失業者、貧農をはじめ農民に木立その他と共にただで分割し、これらの土地所有権を個人の所有に移すために闘い、この実力闘争を中心にして広く農民の統一戦線をつくる必要がある。

(5)わが国の漁民は多く半農半漁民であって、農民と同じように封建的な土地制度、漁業権、免許料などによってがんじがらめにしめつけられており、漁業労働者は封建的な歩合制によってひどい搾取と圧迫のもとにおかれている。九十九里、銚子には今なお納屋制度が残っている。

アメリカ占領制度は日米加漁業協定により北洋、北米、加州沖並にソ同盟中国沿岸から日本の漁業をしめ出すと共に実弾射撃場、防潜網、防衛ラインなどで漁場をつぶし、漁獲高を激減させ、中小資本を含めた全漁業、漁村を破滅させ、大きな国民運動として反対運動がおこっている。漁民と農民が共同して闘う条件は熟しているが、従来わが日農は漁民の闘いを全面的にとりあげず、地方的な闘いがおこなわれたただけであった。われわれはこの点を深く反省して漁民の闘いをとりあげこれと共同して闘うために大きな努力をはらわなければならない。

(6)さいごに最も重要なことは、わが農民運動の中に労働者の指導する労農の革命的な同盟をつくりあげるといふ原則をはっきりと打ちたてることである。労働者、農民の共同目標である民族解放民主革命の中で、基本的な指導階級は労働者階級である。これはメーデー、ゼネスト以来の労働者階級の闘争によって証明されている。労働者階級はその闘争の実践の中から、自分達の封建的な賃金、どれい的な職制のキソが農村の半封建制にあることを知り、革命的な土地改革のために闘っているのである。

現在わが国の民族解放の問題は一面において、農民の真の解放の問題である。そして農民解放の主な内容は地主的土地制度の完全な撤廃である。しかし農民問題がそのまま民族問題ではない。民族解放の問題には一般市民、中小企業、民族資本家等の他の多くの問題がふくまれているからである。だがわが国人口の半ば近くを占める農民が土地革命の歴史的要求の闘いの中で民族解放闘争の基本的な勢力となったのである。

アメリカ占領者と、内外独占資本は地主勢力と同盟していつわりの『農地革命』により、地主制度をのこして農民を苦しめている。したがって地主制度撤廃のための闘争は当然、占領制度反対、すなわち民族解放闘争と結合し発展する。ここに労働者階級の指導の下に、民族解放闘争の主力としての農民の革命的役割がある。

〔(1)第5回大会において『半封建制との闘い』は『内外独占資本との闘い』に従属すると規定したことは誤りである。実際にはほ『内外独占資本との闘い』は『半封建制との闘い』と統一的に進めることが肝要である。それはわれわれの本来の敵である内外独占資本の農民に対する収奪と支配は、村役場や農協などをその出先機関化して行われ、そこには一部少数の買弁的特権ボスが寄生するのである。しかもこれらのボスと今なお根強く残っている地主的勢力はかたく結合して、農村における買弁的支配力を保持していると同時に、反面においては地主的勢力そのものも昔とは違って内外独占資本主義の農民収奪と結合し、その保護によって自らの地位と生活を維持することを得ているのが実情なのである。大事なことはこの二つの闘いを頭の中だけで区別だてをして、どちらが当面の運動の重点か、またどちらから闘いの手をつくべきかなどと主観的論議にふけることを止めて、それぞれの場合の具体的条件に応じてこの二つの闘いを統一して進めることである。〕

(2)われわれの闘いの最高目標は諸々の農民大衆の要求と行動とをすべて「平和と独立と民主主義」への民主的闘いに高め統一することであるが、われわれの敵である内外独占資本とその手先の吉田政府の政策が講和発効を契機として公然と、その占領制度を永久化して、日本を完全な、米国植民地と化し、その上に日本全土を軍事基地化し、大規模な傭兵再軍備を始め、そのために破防法の制定その他により公然たるファッショ支配を実行しはじめており、このことが今日の深刻な日本農業の荒廃と農民生活の

破綻の直接の原因となっているのだから、平和と独立と民主主義への闘いは現実的には敵の植民地化と戦争政策の最重点をつく次の諸目標への闘いとして行われることが肝要である。

(イ)略

(ロ)平和憲法を守り、軍事基地、再軍備、徴兵に反対すること。

(ハ)産業の軍需化、経済の戦争化、財政の軍事化に反対し平和産業の拡充、農業開発、中ソ貿易の発展を要求すること。

(ニ)ファッショ支配とくに破防法に反対し、言論、集会、結社の自由とくに農民運動の自由を守ること。

(ホ)既耕地のみでなく、山林、国公有地、原野、遊林地の全面解放の実現。

(3)このような闘いを有効に進めていくためには、前大会で確認された組織原則、すなわち一部少数の買弁化された特権ボス、大山林地主等を除き、貧農、半プロ層を中核として全農民大衆をわれわれの陣列に獲得することを、それぞれの場合の具体的条件に応じて実際的に進めてゆかねばならない。

(イ)何よりも貧農、半プロ層の具体的要求を大胆にとりあげて闘うとともに、これと関連する中農、富農、小地主等の諸要求をとりあげて両者の統一的闘いを組んでゆかねばならない。ただし機械的な理解や、やり方は禁物である。とくに軍事的土地取上、土地取上げ、小作地、山林、原野、水利権、災害複旧、治山治水、道路等に関する闘いを重視しなければならない。

(ロ)とくに農村青年、婦人の闘いと組織化に頭や口先きだけでなく、実際に努力を傾注することが肝要である。青年、婦人独自の具体的要求を積極的にとりあげて闘うとともに一般の闘いと統一して闘うこと、並びに組織の上では従来のように農組青年部、婦人部等の形態にとらわれず要求と闘いに相応した組織の形をとるとともに、地域青年団、婦人会等との闘争を積極的に進めることが必要である。

(ハ)労農提携、中小商工業者との共同闘争を積極的に進めねばならぬ。とくに在村労働者と貧農、半プロ、在村失業者、二三男との共同闘争を激発すること。近在工場、鉱山労働者、軍傭労働者と農民との統一闘争を組むことが大切である。また中小商工業者と農民との共同闘争にも一そうの努力を払う必要がある。

(4)農村における各種支配機構、反動的諸団体とこれに密着する買弁的反動勢力に対しては一般的には次のごとく対処すべきである。ただし機械的に進むことは禁物で、それぞれの場合の具体的条件に応じて弾力性のある進め方をとることが肝要である。

(イ)役場、農業委員会等の国家権力の末端機構に対しては農民大衆に対して具体的事実に基いて買弁的反農民性を徹底的にバクロし、その農民いじめの機能を弱めマヒさせるようにするとともに、農民大衆の日常利益をこれらの下部機構に要求する活動のなかで、県庁、警察、税務署、県農委の上部機構に対する闘争に発展しうるように仕向けることであろう。

また収奪と経済支配機構としての農業協同組合にたいしても、農民の日常要求をとあげた闘争と結合し、農協を舞台にした活動のなかでその農民いじめの機能を弱めることが大切である。

それにはとくに部落長その他の部落役員をどう動かすかが重大な鍵となろう。

(ロ)消防団、青年団、婦人会等の反動的諸団体に対してはそれらの部落組織の民主化を土台として、全体としてこれを民主化することを根本として対処すべきである。

(ハ)役場、農協その他の諸団体を牛耳る大地主、ボス等の買弁的反動分子に対しては徹底的なバクロと闘争を集中して、これを孤立化せしめ弱めることを骨子として対処することである。特にこれらの分子と結託している悪質の分裂主義者に対して徹底的にその本体をバクロすることが肝要である。]

(2)闘いの進め方は何よりもまず、常にそれぞれの農民層の現実にもつそれぞれの具体的要求を土台として、これを激発し、それらの闘いを『独立と平和と民主主義』の闘いへと高め、統一してゆくことを根本としなければならない。

(1)内外反動勢力の農民に対する収奪と支配がきわめて複雑化してきている今日の情勢下にあつては、これに応ずる農民大衆の具体的要求もまた極めて多種多様なものとなってきている現実をハッキリと把握し、これら多種多様な具体的な要求の一つ一つについて、たん念に問題の内容とこれを解決する実際的方法とを大衆に知らせて、農民大衆自らの行動によって実際に解決していくように指導することが第一である。

(2)略

(3)さらにわれわれはこれら多くは日常経済的な内容をもつ農民大衆の要求とそのための諸闘争を「独立と平和と民主主義」のためのより高い政治的闘争へと高め統一してゆかねばならず、そのためには次のようにすることが肝要である。

(イ)―(ロ)(略)

(ハ)多種多様な農民の諸闘争はこれを単に「物とり」の経済闘争としてではなく、より高い「平和と独立と民主主義」への政治闘争の初歩的な低い階級の闘争の一部として、政治的な立場から取上げて指導することが重要である。このような立場から多種多様な農民の具体的要求とそのための日常闘争のうち、とくに次のような諸闘争を重視すべきである。

1 土地取上げ、とくにあらゆる形式による軍事的土地取上げ並びに漁場の取りつぶしに対する反対の闘い。

2 小作地、山林、原野、水利権、漁業権の解放のための闘い。

3 開墾開拓、干拓、土地改良、災害復旧、耕地老廃化防止に関する闘い。

4 治山、治水、総合的電源開発道路等に関する闘い。

5―10(略)

11 農家経営の維持改善のための農業金融、とくに土地に対する長期金融、農手等の短期金融のための闘い。

12 略

13 役場、農協等に巣喰うボス、地主勢力等の各種の不正腐敗てき発のための闘い。

14 徴兵、軍事基地化のための闘い。

15―17(略)

(4)さらに闘争内容の発展と変化については、われわれは次のような根本的態度をもって、それぞれの場合の具体的条件に応じて慎重に対処することが肝要である。

(イ)敵の攻撃が今後ますます狂暴化するのとは必然的であるが、これに対するわれわれの根本的態度は闘う農民の大衆的圧力をもって、飽くまでも農民運動の合法性を現実を守り、且つこれを押し広げてゆくことにある。このためには今後の情勢下にあつてもなお、広汎に残されている各種の形の大衆的合法闘争の諸方法を農民大衆とともに大胆に積極的に創造し押し進めてゆくことが肝要である。徒らに情勢の主観的過大評価に

陥入り、大衆的合法闘争への努力を軽視して、一般農民大衆の意識程度や気分等を現実的に正しく把握することなく、目的と秩序のない一揆行動に走る事、また逆に農民大衆を置きざりにして一部少数の尖鋭分子による行過ぎた行動に出ることは最も嚴重に慎まなければならない。

(ロ)ここ数年来の闘争の経験によってわれわれのすべての闘争は自衛行動が伴わなければ、敵権力の弾圧を打破って前進できないことを明らかにしている。
われわれは、この事実にてらし、意識的に自衛組織を強化し拡大しなければならない。
第一には、この大衆的自衛組織は農民が闘う実際の行動の中から生まれ、それが農民の力を統一するために、農民自身の力でつくりあげる闘争の組織である。
第二には、農民はすでに供出税金闘争ではもちろん、かつての小作争議においても権力や地主の暴力に対し、農民全体が自衛活動をした多くの経験がある。
これらの過去の諸経験と教訓を米日反動勢力のファッショ的暴力支配に対抗して農業と農民を守るための自衛組織に積極的に組み入れる必要がある。

[(ロ)それと同時にそれぞれの場合の具体的条件がこれを必要とし、且つこれを可能とする場合は、公然たる大衆闘争とともに断乎たる実力的自衛行動を敢行することを忘れてはならず、常にそのための周到なる準備をしておくことが肝要である。この種の実力的自衛行動は敵と味方の状態に対する充分具体的な状況判断と、さらに闘争全体に対する確固たる見透しの上に立って周到に計画され果敢に実行されることが必要である。]

(5) (略)

(3)更に多種多様の要求にもとずく農民大衆の諸闘争を広汎に激発し、これを平和と独立と民主主義への闘いに統一してゆくためには、われわれは各地のそれぞれの具体的条件に即して次のごとき組織上の諸問題を精力的に解決していくことが緊要である。

(1)農民のつくる組織はなによりもまずそれぞれのもつ現実の具体的要求にもとずいて、これを闘いとるためのものであり、またあるべきである。しかして階層により地域により環境によって、また同じ部落、同じ町村、同じ地方においても、農民大衆のもつ現実的要求がすこぶる多種多様になっている現在の農村情勢下においては、これらの諸要求を闘う農民の組織もまたすこぶる多種多様にすべきは必然である。例えば、一村内でも治水をやるためには治水促進同盟、山林の解放開拓のためには、〇〇山林解放開墾同志会、税金のためには税対策委員会、農業技術のためには農林研究会、徴兵反対のためには〇〇区青年平和会等の如くで、その目的、名称、構成階層、構成人員数、地域、存続期間、等々実に様々であり、同一人がダブって参加している場合もあり得る。

戦後の農民組合は、一般にいつて農地改革の過程で、主として土地闘争のなかでつくられ、従って小作人組合型の仕組と性格を多分にもっており、またその多くは、中農ないしその上層部が中心であった。

ところがいま内外の独占資本にたいするこのように多種多様な農民の要求と、これを闘いとるための大衆的活動がこのような性格をもった戦後の農民組合そのままで行えないことは必然である。ここにもまたそれがすべてではないが、現在の農民組合の甚だしい沈滞を来たしている有力なる原因の一つがある。

吾々の当面の最も緊急な実践的課題は何よりも先ずこれらの多種多様な農民の現実

的諸要求の内容を的確に把握しこれを農民的立場から実際に解決する方法をハッキリと関係農民に知らせてやり、そのために必要な関係農民の組織を作り、直ちに実践的活動を展開するように指導することである。従ってわれわれが農民大衆の生活を深く把握しうれば得る程同一部落、同一町村、同一地方のうちに様々の農民組織が数多く生れることになる。

(2)このように一部落に、一村内又は、一地方内に数多く生れる多種多様な農民組織を、いかに恒常的組織に発展させてゆくか？又現存する古い小作人組合型の農民組合をどのように貧農を中心として闘う組織に発展良させてゆくか？これらの問題は当面の緊急な課題である。

わが日農は雇農、貧農を主とする広汎な農民層の要求にもとづいて、原則として一定の綱領規約をもつ革命的大衆団体として再建強化する必要がある。現に長野、新潟、栃木等全国的農民闘争の質的發展は、新組織の確立と同組合の再建化をこのような方向に具体化しつつある。

革命的大衆団体としての日農は、農村における諸々の農業、農民団体による統一戦線の中核体としての役割をもつものである。

(イ)わが日農を中核としての農民戦線の統一強化は、農民解放の徹底的な重要事業である。

このために、日農組織の再建強化、拡大に努力すること、他の農民組織との共同行動を不断にくんでいくこと、これを統一の方向に発展させていくこと、地域内、村内における団体協議会を組織し、民主戦線の統一をめざし、反動勢力の孤立化をおしすすめること、労組、労働者の居住地協議会はもちろん、農協等の農業団体をもこれに参加せしめる努力をねばり強く行うこと、自治体農委も含めて、これらの職員の団結、組織化に援助と協力を与え、反農民的売国勢力と闘う戦線の拡大強化を闘いとることが大切である。

この際、青年婦人等の民主的組織はいうまでもなく青年団、婦人会、消防団の民主化を意識的にすすめるとともに、地域、村の統一戦線に参加させる努力を忘れてはならない。とくに農民の切実な要求を農協にむけ、農協を農民大衆の要求獲得の闘争にまきこみ、民主化闘争をおしすすめることが大切である。また不正のバク口追求の闘争を大衆的規模ですすめること、これらの闘争を通じ、封建的地主勢力の政治的経済的支配収奪の下請となり、機構そのものとなっている農協を、働く農民の側に立たせることに努力することが必要である。

(ロ)このような統一のかぎは、決して単なる組織上の形式にあるのではなく、これらの農民がそれぞれのもついろいろな要求にもとづきそれぞれの組織をつくり、つぎつぎに闘ってゆくその行動にあるのであり、この闘争の過程において、闘いの経験と指導と更に一般的な宣伝啓蒙とによって階級的自覚を高め、革命的大衆団体として団結を闘いとれるのである。

(ハ)だが、しかし、これらもろもろの農民組織がそれぞれの活動をしてゆく過程において、必ず優秀な積極的活動分子が生まれる。これらの活動分子を積極的に教育することが必要であり、農民組織の再建、強化及び統一へと高めるための系統的指導が大切である。

このような積極的活動分子を多数農村につくりだし組織的に運用し、創意性と活動性を高め、いくことは、農民組織の強化、戦線統一をすすめるための重要なかぎである。

〔(2)このように一部落内又は地方に数多く生まれる多種多様な農民組織をどのように統一してゆくか、また現存する旧い小作人型の農民組合をどのようにして新しい組織に発展的に改組していくか？

これらの問題は日農運動の現段階においては、理論的にも経験的にも未解決の分野である。だがわれわれはこれらの多種多様な農民の闘争組織の活動上の統一が現段階の日農の実体であると考えてゆくべきものと信ずる。なぜならこれらの諸団体のもつそれぞれの要求は客観的には究極において平和と独立と民主主義への闘いにつながるものであり、その一部であり、最も低い段階を示すものであり、それ故に今後組織の上でも明確に「平和と独立と民主主義」への闘いの担い手としての統一的組織に発展しうるものである。このような統一的組織こそ新段階における恒常的組織としてのわが日農の組織的目標であらねばならない。われわれはこのような統一的組織の実現を目指して真げんな主体的努力を傾注すべきで、この際最も留意すべきは次の諸点である。

(イ)多種多様な新しい農民組織を、どう結合すべきか、旧組織論を図式的に作りあげ、これを方向的に押しつけていくことを厳に慎み、農民の現実的要求に基いて活動していくその過程において、それぞれの具体的条件に即して解決していくことである。

(ロ)このような統一の鍵は、決して単なる組織上の形式にあるのではなく、これらの農民がそれぞれのもつ多種多様な諸要求にもとずき、それぞれの組織をつくり、つぎつぎに闘ってゆくその行動にあるのであり、この闘争の過程において、自からの経験と指導者からの教育と更に一般的な宣伝啓蒙とによって逐次平和と独立と民主主義への階級的自覚を高め、それにつれてより高い政治的活動を進めていくそのことにある。

(ハ)だがしかし、これらもろもろの農民組織がそれぞれの活動をしていく過程において必ず幾人かの優秀な積極的活動分子がそれぞれの組織の中に生れ出る。これらの積極的活動分子は必ずしも各組織の役員とは限らず、むしろ青壮年者により多く見出せる場合が多い。われわれは先ず第一に注意深くこれらの活動分子を見分け積極的に教育することが肝要であり、次には活動の状況に即してこれらの積極的活動分子を各組織毎に特別に組織し、更にこれを部落、村、地方等を単位に結合せしめ、それぞれの組織の活動を推進し、且つ統一化へと高めるための調査研究、打合せ、村内ニュース発行等を指導すると共に啓蒙と教育と積極的に行うことが肝要である。このような「積極分子の集団」こそ、当面もろもろの農民組織の行動的統一を促進するための組織的紐帯であり将来の統一的組織を生み出すための組織的拠点であって、最も重視すべきものである。

(ニ)日農組合が眠りこんでいるか、または解散したところ及び未組織地帯については、工作方法をそれぞれの状況に応じて変更する必要がある。これらの地帯についてわれわれはまず、旧組合員、理解者等による工作のための協力者の組織を確立し、その協力によってその地帯の農民に密接し、村内事情、農民の不平不満と現実的要求とを具体的に把握して工作を進むべきである。このような工作拠点としての「協力者」の結集につとめなければならない。

(3)さらにそれぞれの具体的要求にもとずく農民闘争をいっそう拡大し、強化しさらにより高い闘争に発展せしむるためには、数多いそれぞれの農民組織を土台とする農民代表者会議、または近在労組をも含む団体協議会等の闘争組織をそれぞれの具体的条件に即して積極的に活用することが肝要である。

(イ)基礎となるそれぞれの自主的農民組織の積極的活動が全体としての闘いの原動力となるのであるから、それらの指導に重点をおくべきで上部組織の活動とその指導のみに偏しないようにすることである。

(ロ)闘いの原動力たる各自主的農民組織の中の積極的活動分子と密着した確固たる指導組織をつくり、それが全体の組織の筋金となって全体の闘いの指導を担当するようにすることが肝要である。

(ハ)この場合本来の意味での代表者会議又は協議会は真に闘う組織からの代表によって構成されるべきであって、役場や農協を加えるのは本来の共同戦線結成を有利にする一手段であることをはっきり理解しなければならない

(ニ)したがってこの種の組織に参加せしむる役場、農協、その他の代表者に対してはそれぞれの条件に応じて予め不断の接触と啓蒙を先行せしめるとともに、事に当って辛抱強い説得工作を行うことが必要である。]

(4)略

(5)すべて以上にのべてきた新しい活動方針をもっとも有効且つ強力に実行するために、何よりも緊急且つ不可欠のことは、万難を排して今や殆んど壊滅の状態に近くなっているわが日農の県連、郡連、地区連を新たなる構成をもって早急に再建することである。(中略)

これらの諸方針を実現するための当面のスローガンは次の如くである。

- 1 土地を農民へ、漁場を漁民へ、米と仕事をよこせ
- 2 暮らしと仕事にいる金とこやしをよこせ
- 3 米の供出を強制するな、百姓の暮らしがよくなる農産物の値段の実現
- 4 戦争のために使う税金反対、滞納税金の棒引き
- 5 土地改良、災害復旧にウンと金を出せ
- 6 小作地、山林、原野を追放せよ
- 7 略
- 8 平和と土地と漁場をつぶす軍事基地をとりはらえ
- 9-17 略

(農民運動資料54・55号「第六回全国大会試案集」一九五二年一二月五日。「昭和二七年農地年報」による)

日本労働年鑑 第26集 1954年版

発行 1953年11月20日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

*****年**月**日公開開始

